

空き家相談、はじめました。④

空き家に関する情報を全う回お届けしていきます

空き家相談会、

ひろぎます。

空き家のことだけでなく、まだお住まいになっている家や土地について日頃気になっていることなど、何でもお気軽にご相談ください。役場・移住交流支援センター・神山つなぐ公社の担当者や建築士が、相談を伺います。

〈神山町空き家相談会〉

日時

平成31年2月2日(土) 10時～16時

場所

すみはじめ住宅「西分の家」

(鬼籠野字西分213)

- 空き家の貸借りや契約のこと
- 相続のこと
- 建築や改修のこと
- 改修補助金のこと
- その他の家や土地に関すること

会場の「西分の家」は、空き家だった民家を改修した建物です。見学だけでも大歓迎ですので、たくさんの方のご参加をお待ちしております。



▲すみはじめ住宅「西分の家」



〈空き家の質問あれこれ〉

Q. 貸すより、売りたいんやけど？

A. 空き家・空き地を買い取りたい方もいます。



▲移住交流支援センター 伊藤

移住交流支援センターには、

神山で家や土地を探している方からの相談も増えていきます。地元に戻ってきたい人から、移り住んで子育てをしたい人、町内で引越したい家を建てたい人まで、希望する条件は様々です。山の方で暮らしたいから、町の水道が通っていないから、町の水道が通っていないから、古くても良いものを活かしていきたいから、トイレが汲み取り式の古民家でもリノベーションするから大丈夫という方もいます。だから売買を検討される場合でも、必ずしも家を壊して更地しておく必要はありません。しかし相続登記ができていない物件は売買できませんので、早めに登記をしておきましょう。相続登記は早めに行っておく方が、後で余分な費用や手間がかかりません。将来的に売買を考えている空き家があるけれど、今はまだ手放したくないという方には、定期借家契約での賃貸がおすすです。あらかじめ期間を決めて貸せるの

で、計画的に売買の準備を進められますし、人が住み換気や掃除をしていることで、空き家にしておくより家の状態がよりよく保たれます。



相談は無料です

総合窓口

神山町産業観光課

☎ 088-676-1118

空き家の契約と移住

移住交流支援センター

☎ 088-676-1177

